

— 火災予防条例の改正について —

改正の概要

- 1 第2章第1節「火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準」について安全装置等の基準を整理しました。

今回の改正は、火を使用する設備に関する規制の重複している条文を整理・明確化したものです。

- 2 「喫煙禁止・喫煙所設置(変更)届(第25条第9項)」を廃止しました。

劇場等又は百貨店等における「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の各行為を禁止する場所で、全面禁煙又は喫煙所を設置する場合は、届出をするように義務付けていましたが、これらは同条による「禁止行為解除承認申請書」において把握できることから、本届出と重複するため削除したものです。

- 3 「装飾物品の制限(第25条の2)」を削除しました。

キャバレー等の舞台部分は、「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の各行為を禁止する場所と指定され、本条文と重複します。また、他の条文において、客席部分の避難通路・管理についても規制されています。これらにより、使用する装飾品等が防火又は難燃化せずとも、火災発生の危険性は低く、避難上の安全は確保されていることから、本条を削除したものです。

- 4 「百貨店、地下街等における危険物(第34条)」を削除しました。

指定数量未満の危険物は、貯蔵及び取扱いについて第32条及び第33条で規制され、火災発生の危険性は低く、かつ、避難通路等も確保されており、当該条文と重複することから、本条を削除したものです。

5 第5章「避難及び防火の管理」

(1) 「劇場等の客席（第51条）」の条文を分かりやすく規定し直しました。

今回の改正は、劇場等の屋内の客席及び客席内の構造規定を明文化したもので、規定の内容に変更はありません。

(2) 「百貨店等の避難通路の設置に係る届出（第54条第4項）」を廃止しました。

今回の改正は、避難通路を設けた場合は届出をするように義務付けていたものについて、本届出によらなくとも他の届出の図面等で避難経路の確保状況を確認できることから、届出義務を廃止したものです。

(3) 「劇場等の定員の届出及び管理（第55条の2、第56条）」について届出を廃止し、定員の算定方法を明確化しました。

第56条は、劇場等の定員の管理について規制しており、第55条の2に規定された届出義務を課さなくとも、十分な適正化が図られていることから、第55条の2を削除したものです。なお、第56条については、定員の算定方法を明文化しました。

(4) 「アーケードに関する規定（第58条の2、第58条の3）」を削除しました。

ア 「アーケードの防火施設等の管理（第58条の2）」

アーケードは、管理団体等により維持管理されており、立入検査等の際には、関係者に対し維持管理状況を確認・指導しています。また、修繕等が必要な場合には、事前に協議するよう求めています。これらにより、継続的な維持管理がなされることから、本条を削除したものです。

イ 「アーケードの防火管理者（第58条の3）」

アーケードの防火、防犯及び衛生上の管理については、各店舗で構成される管理団体等が一体となって維持管理しているもので、施設全体について自主的に管理されており、継続的な防火管理がなされることから、本条を削除したものです。

6 第6章「雑則」

(1) 「防火対象物の使用開始（第60条）及び特定防火対象物の改装工事等の届出（第61条）」について内容を整理し、届出様式を統一しました。

これらの届出は、事前に消防法令について指導すること及び防火対象物の実態を適確に把握することを目的としていますが、様式が異なることにより混乱を招いていたことから、条文及び様式を統一し、行為の簡略化を図ったものです。

(2) 「消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画の届出（第68条の2）」の条文内容を整理し、消防署長にも提出できることとしました。

今回の改正は、第4章の改正に伴う条文の内容整理と届出先に消防署長を追加したものです。

(3) 講習会関係（第67条、第67条の2、第68条）を削除しました。

ア 「消防警備業務従事者の防火管理講習（第67条）」

防火管理者及び自衛消防組織に係る法定講習には、消防警備業務で行なう内容が含まれており、従業員等への防災教育等を行うことについて本講習と同等の効果が得られることから、本条を削除したものです。

イ 「避難誘導を行う者の講習（第67条の2）」

防火管理者は、避難誘導の担当者に必要な知識等に関し教育することとなっています。また、神奈川県消防学校主催の「事業所消防・防災担当者リーダー教育」において、消防の知識及び技術を修得させ、自衛消防力の強化を図ることを目的とする教育訓練が実施されています。これらにより、本講習の内容と同等の効果が得られることから、本条を削除したものです。

ウ 「少量危険物取扱い従事者の講習（第68条）」

少量危険物の基準は、貯蔵及び取扱いについて条文上で規制され、また、危険物関係の災害等が発生した際には、関係施設への注意喚起、再発防止対策等の指導並びに自主保安体制の確立を促進するなどの指導を行っています。これらにより、本講習と同等の効果が得られることから、本条を削除したものです。